

<各事業の概要>

<p>乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)</p>	<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、市町村から派遣されたスタッフ(保健師、助産師、民生・児童委員等)が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みに応じ、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。</p>
<p>養育支援訪問事業</p>	<p>育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭にたいして、市町村から派遣されたスタッフ(保健師、助産師、子育て経験者等)が訪問し、養育に関する具体的アドバイスや育児・家事の援助を行い、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。</p>
<p>要保護児童対策地域協議会</p>	<p>虐待を受けた児童や、保護が必要とされる子ども等に対する市町村の体制を強化するため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行い、児童福祉法で規定したものが「要保護児童対策地域協議会」です。協議会は様々な関係機関から構成され、各関係機関のメンバー守秘義務が課せられています。</p> <p>平成23年度からは、県内の全ての市町村において要保護児童対策地域協議会が設置されています。</p>